

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠幸会（以下「法人」という。）定款第8条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

### (評議員会及び理事会への出席報酬)

第3条 評議員及び役員等が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

### (理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬は支給しない。  
2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。  
3 役員等が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

### (出張旅費)

第6条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。  
2 この場合の旅費は、当法人の出張旅費規程により支給するものとする。

### (理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、評議員会、理事会及び法人主催の会に出席したときは、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

### (適用除外)

第8条 職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 7月 1日から改定する。  
この規程は、令和 4年 7月 1日から改定する。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 11,137円
評議員会出席報酬	日額 11,137円

別表 2（第 4 条及び第 5 条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬	月額 250,000円
評議員及び役員等業務報酬	日額 11,137円
監事業務報酬	日額 11,137円

別表 3（第 6 条及び 7 条関係）

名 称	報 酬
報酬	1日 11,137円